

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和六年十二月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋田歯科医院	広島市東区曙三丁目四一〇	令和 六・一二・一
宮地デンタルクリニック	広島市東区曙五丁目三三二一三〇一	令和 六・一二・一九

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 六 年 十二月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウォンツ東雲本町薬局	広島市南区東雲本町二丁目四番二二号 二階	令和 六・一二・一
ゆめ薬局	福山市御幸町大字下岩成五六一番地四	〃